

センター事業の消費税取扱いについて（お知らせ）

令和 4 年 4 月

現在、当センターでの就業に関する発注者への請求は、内税方式で行っております。

請求の内訳は、会員さんの就業に対する「配分金」・「材料費」・「事務費」となっています。シルバー人材センターは、納税義務者としてこれらの収入に対して税務署へ消費税を申告納付しております。

当初より、会員の皆さんへお支払いしている配分金は、**全て内税扱い**となっており、会員の皆様も消費税法上の事業者として納税義務者ではありますが、課税売上高（配分金等の証明額）が 1,000 万円以下であれば納税義務が免除になっているところです。

しかしながら、令和 5 年 10 月 1 日から「インボイス制度」というものが導入され実施されますと、センターは会員の皆様に対し配分金を支払う際に、消費税分をセンターで預かり税務署に納付するかたちとなる予定です。

制度導入にあたりましては、全シ協、県シ連、県内各センターと連携をはかり今後の対応検討し進展がありましたら、会員の皆様へ随時お知らせしてまいりますのでよろしく願いいたします。